

今号から消費生活に関する情報をよりよく皆様にお伝えするため、奈良県消費生活センターの情報誌をリニューアルします。ご期待ください。

愛称を募集します。
詳しくは3ページをご覧ください。

消費生活センターってどんなところ？

相談

資格を持った専門の相談員が消費生活に関する相談を受け、アドバイスや、問題解決のお手伝いをします。事業者からの相談は受け付けていません。相談は無料です。ただし、通話料はご負担ください。(コレクトコールやかけなおしには応じられません)



消費者教育・啓発活動を行っています。

- ・消費生活に関する講座の開催
- ・地域の集まりや学校の授業などに講師を派遣(無料)
- ・地域サポーターの養成 ほか

消費者教育・啓発

消費生活に役立つ情報、注意喚起の資料などを提供しています。

- ・各種パンフレット提供
- ・DVDの貸出
- ・パネルの展示・貸出
- ・資料の閲覧

ほか

情報提供

困ったときは一人で悩まずにすぐにご相談ください。



奈良県消費生活センター

〒630-8122

奈良市三条本町8-1

シルキア奈良2F

☎0742-36-0931(相談)

☎0742-32-0621(啓発)

消費者
ホットライン
188

全国共通のナビダイヤル



奈良県消費生活センター

中南和相談所

〒635-0085

大和高田市片塩町12-5

大和高田市市民交流センター3F

☎0745-22-0931

消費者の目

奈良県消費生活センターでは「消費者の目」として毎月第1火曜日の奈良新聞(朝刊)に消費者に気を付けてほしい消費者トラブルや役に立つ情報を掲載しています。当情報誌でもその内容をお伝えしていきます。

この春に18歳になる高校2年生です。2022年4月1日から、成年年齢が18歳に引き下げられたとのことですが、特に気をつけなければならないことは何ですか。
奈良新聞掲載(2022年4月5日)より

民法の改正により、2022年4月1日から、
成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。
これにより、18歳、19歳の若者も、法律上は成年(大人)として扱われます。

成年になると、親などの法定代理人の同意がなくても自分の意思がなくても自分の意思で契約ができます。しかし、未成年者が法定代理人の同意を得ずに契約した場合に、契約を取り消すことができる権利(未成年者取消権)は、行使できなくなりました。

契約に関する知識や社会経験の少ない若者をねらう
悪質な事業者によるトラブルが予想されます。

もうけ話

副業・情報商材
やマルチなど

美容関連

エステや
美容医療など

定期購入

健康食品や
化粧品など

SNSきっかけ

誇大広告や知り
合った相手から
の勧誘など

出会い系

出会い系サイトや
マッチングアプリ

**18歳・19歳に気を付けてほしい
消費者トラブル 最新10選**

国民生活センター2月28日公表の記事より

異性・恋愛関連

デート商法など

仕事関連

就活商法や
オーディション
商法など

新生活関連

賃貸住宅や電力
契約など

借金・クレカ

消費者金融から
の借り入れやクレ
ジットカードなど

通信契約

スマホやネット
回線など

消費者庁のホームページには、「『18歳から大人』特設ページ」が設けられています。
18歳成人に関する啓発資料、教材、動画が掲載されていますので参考にしてください。



奈良県消費生活センターのホームページもリニューアル!



奈良県消費生活センターのホームページをリニューアルしました。
最新の情報をお送りいたします。ぜひお気に入りに登録してください。



<https://www3.pref.nara.jp/syouseiseikatsucenter/>



ならどっとFM 78.4MHz 第3水曜日の11:45から
最新の消費者トラブルを紹介しています。ぜひお聞きください。

奈良県消費生活センターだよりの愛称を募集します。

親しみやすい名前を皆様から募集します。皆様からのご応募お待ちしております。
厳正な審査の上、当情報誌で愛称を発表させていただきます。
ご応募の愛称はオリジナルのものに限らせていただきます。
また、採用された愛称の著作権は奈良県消費生活センターに所属します。
採用された方には、ささやかな粗品を送付させていただきます。

まっています!



応募方法:メールでのみ受け付けます。

件名に、「情報誌愛称応募」と記載し、本文に、「お考えになった愛称」と
「ご連絡先のメールアドレス」を明記の上どしどしお寄せください。決定し
た愛称をご応募いただいた方には粗品をお送りするため、事務局より連
絡させていただきます。 締切:5月10日

応募先のメールアドレス: syouhi-1c@office.pref.nara.lg.jp

消費者カクイズ

1・消費生活センターの説明として正しいものはどれですか?

- A・全国どこの相談窓口でも相談できる
- B・相談は有料だ
- C・電話で相談する事ができる

2・消費生活センターについて述べた文のうち、適切なものはどれですか?

- A・事業者からの相談も受け付けている
- B・相談者の代理人となって対応してくれる
- C・事業者を指導する権限を持っている
- D・行政サービスとして消費者相談や啓発活動などを行う

3・消費生活について困ったとき、知りたいことがあるときに
相談できる電話番号はどれですか?

- A・110番
- B・118番
- C・188番



令和4年度



お知らせ

消費者フォーラムin奈良

講師

読売テレビ放送 報道局解説委員長
高岡 達之氏

テーマ ニュースの裏側から見るコロナ後の
日本経済と消費者の暮らし

申し込み方法

はがきまたはFAX(1枚につき2名まで)に、「消費者フォーラム参加希望」と明記し、希望者全員の郵便番号、住所、氏名(ふりがな)、電話番号を記載して下記へ送付または送信ください。また、ホームページからも申し込みます。

定員に達し次第締め切ります。開催の1週間前をめどに入場券を郵送いたします。当日必ずお持ちください。

- ・新型コロナウイルス感染状況により中止する場合があります。
- ・感染予防対策にご協力をお願いします。(マスク、手指消毒、検温等)

主催：奈良県・奈良県金融広報委員会
後援：金融広報中央委員会



日時：令和4年5月21日(土)
13時30分～15時15分

受付：13時00分～
会場：奈良市西部会館市民ホール
(学園前ホール)
近鉄学園前駅南改札口すぐ

定員 140名(要申し込み・先着順)

申込・問い合わせ先

奈良県消費生活センター

〒630-8122

奈良市三条本町8番1号シルキア奈良2F

FAX:0742-32-2686 TEL:0742-32-0621

ホームページ：<https://www3.pref.nara.jp/syohuseikatsucenter/>

*お電話での申し込みは受け付けておりません。

消費生活フェスタ2022

考えよう！大人になるとできること、気をつけること～18歳から大人に～

日時：令和4年5月14日(土) 12時30分～17時00分

場所：イオンモール高の原3Fユニクロ前

イベントの概要が決まり次第、奈良県消費生活センターホームページでご案内させていただきます。

消費者クイズの答えと解説

1. A × B × C ○

消費生活センターは各自治体が行っている行政サービスなので、お住いの地域(または勤務地)の窓口で誰でも無料で利用することができます。電話でも来所でも相談ができます。

2. A × B × C × D ○

消費生活センターは行政サービスの一環であり、消費者の支援を行っています。あくまで消費者の支援であり、代理人にはなれません。また、事業者を指導する権限も持っていません。

3. A × B × C ○

各消費生活センター、相談窓口それぞれにつながる電話番号はありますが、覚えやすい、全国共通のナビダイヤル188(いやや)にかけると、居住地の相談窓口につながるの便利です。(電話代はかかりません)

発行：奈良県消費生活センター

〒630-8122 奈良市三条本町8番1号シルキア奈良2階

Tel 0742-32-0621/Fax0742-32-2686

奈良県消費生活センター情報誌4月号(2022年4月1日)



奈良県消費生活センターマスコット
しかりくん